

入札制度等の見直しの考え方について

1 透明性の確保について

(1) 入札の透明性を高めるにはどうすべきか。

(2) 予定価格の事前公表は、落札率が高止まりとなるが、どう整理するか。

①事前公表している理由

- 職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止のため。
- 工事目的物の品質確保のため。

②事前公表のメリット

- 職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となり、職員を守ることに繋がる。
- 適正な設計に対し設計どおりの品質確保が期待できる。著しく低い金額により粗悪な材料の使用など未然に回避できる。
- 設計額を予定価格としているため、適正価格での落札に寄与すると考えられる。

※国・県による品質確保に係る会議においても、共通仮設費・現場管理費・一般管理費などの諸経費を正當に積算することにより、労働関係法令の遵守の啓発と福利厚生確保の推進を求められる。

③事前公表のデメリット

- 予定価格が目安となって競争が制限され、価格が高止まりになる。
- 積算能力が不十分な事業者でも事前公表された予定価格を参考にして受注する（見積能力を損なわせる）。
- 業者間談合が懸念される。

2 入札・契約事務の体制について

(1) 業者選定案については、原案がどこで変わったのか、その都度、文書を残すように文書管理規定等を見直したらどうか。

①現行の流れ（指名業者選定案の作成及び文書管理方法）

ア 財務課で指名業者選定案を作成

↓

イ 指名審査会前に指名審査会長にレクチャー

↓

ウ 指名審査会で指名業者選定案等を審査

↓

エ 指名審査会の審査を経た後に入札執行伺いの市長決裁を受ける（公文書）

（２）指名審査会長の権限をどう考えるか。

①規程及び要綱上の権限

- 会長は、副市長をもって充てる。
- 会長は、会務を総理し審査会を代表する。
- 審査会は、必要に応じ会長が招集する。
- 審査会は、会長が議長となる。

（３）入札情報（業者選定案等）の管理はどうすべきか。

3 入札制度について

（１）発注については一般競争入札が原則であるから、まずは一般競争入札、次に条件付き一般競争入札、次に指名競争入札というように市の方向性を検討したらどうか。

①一般競争入札のメリット、デメリット

ア メリット

- 広範な参加により、競争性が高まり、経済的な価格で発注できる。
- 発注者の恣意性を排除しやすい。
- 入札談合を行いにくくし得る。

イ デメリット

- 施工能力の劣る業者や不誠実な業者を排除することが困難。
- 入札審査等の事務量が増加する。

②条件付き一般競争入札のメリット、デメリット

ア メリット

- 一般競争入札のメリットに加え、市内に本店・支店・営業所を置くことなどの条件を加えることで市内業者の育成が可能となる。

イ デメリット

- 条件（『市内業者に限る』『格付の指定』など）によっては、結果、指名競争入札と相違がなく、事務量の増加が懸念される。

③指名競争入札のメリット、デメリット

ア メリット

- 良質な業者を選定することにより、質の高い工事を確保し得る。
- 次回の指名を目標に、よりよい品質確保のインセンティブを業者に与える。
- 入札審査等の業務が一般競争入札と比べ短期間で行える。

イ デメリット

- 業者を指名する過程で恣意的な運用をする恐れがある。
- 指名により入札参加者が限定されると談合を誘発しやすい。
- 優良だが当該発注者に対する実績がない業者が参加機会を得にくくなる。
- 指名業者選定に権力が反映される可能性が高い。

4 入札方法について

(1) 政府が電子入札を進めているが、一般競争入札ではなく、指名競争入札の電子入札に取り組んではどうか。

①電子入札のメリット、デメリット

ア メリット

- 書類作成事務の効率化、入札事務の迅速化が図られる。
- 情報公開により市民への透明性を高めることができる。
- 地理的条件や時間的な制約が解消され、業者の入札参加機会が拡大する。
- 電子化を進めている業者にとっては事務の簡素化が図られ、参加する場が増える。
- 職員の事務負担の軽減につながる。

イ デメリット

- 入札参加の手続きが困難な業者（デジタルの手続きに不安のある業者）が参加機会を失う可能性がある。（結果、廃業を検討する業者が増加する懸念がある。）
- 入札参加者は入札から落札決定に至るまでの途中経過が見えない。

②一般競争入札ではなく指名競争入札の電子入札から取り組むことについて

ア メリット

- 電子入札することによる業者への何らかの差別化（例：『指名回数を増やす』、『格付時のポイント付与』など）を図ると導入業者増の加速化が期待できる。

イ デメリット

- 当面は業者からの問い合わせ等の業務量が増える。
- 導入直後は紙入札併用（業務増）を検討する必要がある。

【参考資料】

※別紙 1

デジタル社会の実現に向けた重点計画（デジタル庁）

（令和5年6月9日：閣議決定）

別冊 「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」中

『V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続』を抜粋

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する。

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

- 1) 図書館の図書貸出予約等
- 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約
- 3) 研修・講習・各種イベント等の申込
- 4) 地方税申告手続（eLTAX）
- 5) 自動車税環境性能割の申告納付
- 6) 自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告
- 7) 自動車税住所変更届
- 8) 水道使用開始届等
- 9) 港湾関係手続
- 10) 道路占用許可申請等
- 11) 道路使用許可の申請
- 12) 自動車の保管場所証明の申請
- 13) 駐車の許可の申請
- 14) 建築確認
- 15) 粗大ごみ収集の申込
- 16) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告
- 17) 犬の登録申請、死亡届
- 18) 感染症調査報告
- 19) 職員採用試験申込
- 20) 入札参加資格審査申請等
- 21) 入札
- 22) 衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
- 23) 消防法令における申請・届出等

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

- 1) 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求
- 2) 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- 3) 氏名変更／住所変更等の届出